

知的財産権制度活用優良企業等に対する経済産業大臣表彰要領を次のように制定する。

平成 2 2 年 4 月 1 日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 赤松 広隆

改正 2 0 1 1 0 4 2 5 特第 3 号 (平成 2 3 年 8 月 1 2 日)

改正 2 0 1 4 0 2 2 7 特第 6 号 (平成 2 6 年 4 月 8 日)

改正 2 0 1 6 0 8 1 5 特第 2 号 (平成 2 8 年 8 月 2 6 日)

知的財産権制度活用優良企業等に対する経済産業大臣表彰要領

(趣旨)

第 1 条 知的財産権制度を有効に活用しその発展に寄与した企業（グループを含む。）、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、技術移転機関及び教育機関（以下「企業・教育機関等」という。）並びに知的財産権制度の普及又は有効活用への支援を通じ、その発展に寄与した企業・教育機関等に対する経済産業大臣表彰については、この要領による。

(表彰の方法)

第 2 条 表彰は、原則として毎年 4 月に、被表彰企業・教育機関等に対して表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

(選考)

第 3 条 被表彰企業・教育機関等は、次の各号の一に該当する企業・教育機関等を対象として選考する。

- (1) 知的財産権制度の円滑な運営への貢献又は有効活用を通じ、その発展に特に寄与した企業・教育機関等
- (2) 知的財産権制度の有効活用を通じ、その発展に特に寄与した中小企業・教育機関等
- (3) 経済産業省の政策について誤解を生ずるおそれがない企業・教育機関等

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、知的財産権制度活用優良企業・教育機関等に対する経済産業大臣表彰に関し必要な事項は、特許庁長官が別に定める。

附 則

第1条 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 産業財産権制度活用優良企業等表彰要領（15特第2号）は、廃止する。

附 則

第1条 この要領は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月26日から施行する。